

令和6年度第1回
環境省政策評価委員会

令和6年7月23日(火)

令和6年度第1回環境省政策評価委員会

1. 日時: 令和6年7月23日(火)13:00~14:56

2. 場所: オンライン開催

3. 出席者

— 委員 —

(委員長) 大塚 直 早稲田大学法学学術院教授
亀山 康子 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
深町 加津枝 京都大学大学院地球環境学堂准教授
百瀬 則子 ワタミ株式会社執行役員SDGs推進本部長
山岸 尚之 世界自然保護基金ジャパン自然保護室長
[欠席]
蟹江 憲史 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
酒井 伸一 京都高度技術研究所副所長

— 事務局 (大臣官房) —

秦総合環境政策統括官、岩田秘書課課長補佐、清武総務課課長補佐、成田会計課長、
井上総合政策課長、平塚企画評価・政策プロモーション室長、他

— 環境省各局部 —

竹谷総務課課長補佐 (地球環境局)、名倉総務課長 (水・大気環境局)、
木村総務課課長補佐 (自然環境局)、浅原総務課課長補佐 (環境再生・資源循環局)、
西川参事官補佐 (環境再生・資源循環局)

4. 議題

- (1) 令和5年度環境省政策評価書 (事後評価) (案) について
- (2) その他

5. 議事録

午後1時00分 開会

【事務局】

皆様、それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回環境省政策評価委員会を開催いたします。

本日司会を務めさせていただきます、私、企画評価・政策プロモーション室の平塚でございます。よろしくお願いいたします。

本日はオンライン開催となります。御発言時以外はマイクをオフにいただき、御発言の際のみマイクをオンにしてください。

また、機器のトラブルの際は事前にお知らせしておりますとおり、事務局までお電話で御連絡ください。万が一トラブルにより御発言ができなかった場合には、後日、議事録に記載することとして議事を進行させていただく場合もございますので、あらかじめ御承知おきください。

それでは、はじめに、総合環境政策統括官の秦より挨拶をいたします。

【秦総合環境政策統括官】

皆さん、御多用のところ、政策評価委員会に御出席をいただきまして、感謝申し上げます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、環境省としての使命と申しますか、根っこの部分を申し上げますと、やはり大きく二つあって、一つは人の命と環境を守ると、ある種不変の原点の部分でございます。そしてもう一つは、今そして未来に生ずるであろう課題への対処と。大きくこの二つが環境省の使命と考えています。

まず、人の命と環境という観点で申しますと、従前から続けておりますモニタリングと監視あるいは規制といったようなこと、そして公害健康被害の救済や補償、そして福島や能登といった大規模な災害に対する原状回復や復興。これは、新たな課題でもあるんですけども、熱中症、PFAS、熊をはじめとする鳥獣害への対応とか、海洋プラスチック問題、こうした様々な課題に対応していくと。これが一つの大きな柱です。

それから、もう一つ、最近の課題への対処としては気候変動ですとか、資源循環、自然再興と、こういったものがございます。気候変動で申しますと、地球温暖化対策、NDC、これはエネルギーさんになりますけどエネルギー基本計画、あるいはGX2040と、こういったものが全体に連動して動いていくことになりまして、また、国際展開ですね。JCMなど、こういった国際展

開にも対応していく必要があるだろうと。

世界の状況がいろんな変わり得る要素はあるんですけども、我が国としては、ぶれずに現実的な道筋というものを示していく必要があるだろうと思っていますし、また緩和だけじゃなくて、適応策、これも重要であります。

それから2点目に資源循環ですけども、再資源化事業高度化法という新たな法律を今回の国会で成立させていただきました。製造業と資源循環業の連携、そしてまた脱炭素化との連携といったようなこと、これからこの法律を軸に進めていくことになろうかと思えます。とりわけ無機の物質、希土類ですとか、希少金属といったこういったものの国内循環というものを進めていく必要があるだろうと考えています。

それから、自然再興、ネイチャーポジティブですが、こちらも生物多様性増進活動促進法という新しい法律が、またこの国会で成立をさせていただきました。地域の自然環境の保全活動の促進や、また、自然資本に関するデータの整備と、こういったものを今後進めてまいります。

一方で、企業にとっては、どうやってこの生物多様性を主流化していくのかと、これはまだまだ課題として、これコストはかかるけれども、収益を生み出すのはなかなか難しいので、これをどうやって解決していくかと、まだまだ課題もございますし、またTNFDなど、国際的なルール形成、こういったものも、我が国としては主導的に進めていきたいと考えています。

今、申し上げたような方向性を念頭に、第六次環境基本計画を取りまとめたところでありますけれども、今後、これをどう実現していくかと。とりわけ、自然資本、ストック、こういったものをいかに維持、増強していくかと。そして、この三つの脱炭素、資源循環、自然再興、これらのシナジーをいかに追及して、地域で実践していくかと、こういうところが今後必要になってくるわけで、こういった視点も踏まえながら、令和5年度の実施策の事後評価、そして、今後の御意見、こういったところを忌憚なく賜ればと思っております。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。資料1を御覧ください。

出席されている委員の皆さんにおかれましては、マイクをオンにして一言いただければと思います。五十音順に紹介させていただきます。

まず、早稲田大学法学学術院教授の大塚直委員です。

【大塚委員】

早稲田大学の大塚でございます。この委員会には、当初より参加させていただいております。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございます。

【事務局】

続きまして、慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科教授の蟹江憲史委員ですが、本日は御欠席でございます。

東京大学大学院新領域創成科学研究科教授の亀山康子委員です。

【亀山委員】

亀山でございます。主な専門は、温暖化対策ですので、その辺りを中心に貢献できたらなと思っております。よろしく願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。続きまして、京都高度技術研究所副所長の酒井伸一委員ですが、本日は御欠席となっております。

京都大学大学院地球環境学堂准教授、深町加津枝委員です。

【深町委員】

深町と申します。私のほうは、自然環境の保全、あるいは活用について特に関わっております。よろしく願いいたします。

【事務局】

よろしく願いいたします。続きまして、ワタミ株式会社執行役員SDGs推進本部長の百瀬則子委員です。

【百瀬委員】

百瀬でございます。私は、一般企業、そして消費者市民の立場から意見を述べさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

よろしくお願いします。最後に世界自然保護基金ジャパン、自然保護室長の山岸尚之委員です。

【山岸委員】

皆様、こんにちは。世界自然保護基金ジャパン、WWFジャパンの山岸と申します。

もともとは気候変動の担当でしたけれども、いま複数分野を見ております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

以上7名の委員で、本日は5名の委員に御出席をいただいております。

続きまして、環境省側の出席者ですが、委員のお手元の資料のとおり、官房各課長と各部局総括課長等が出席しております。

引き続きまして、委員長を選任をお願いしたいと思います。

政策評価委員会設置要綱では、委員の互選により選出することとなっております。誠に僭越でございますが、事務局といたしましては、本年度も引き続き大塚委員に委員長をお願いできればと考えておりますが、委員の皆様、御了承いただけますでしょうか。

(了承)

【事務局】

ありがとうございます。

委員の皆様、御了承いただきましたので、大塚委員に引き続き委員長をお願いいたします。

それでは、以後の議事の進行につきましては、委員長をお願いいたします。よろしくお願いします。

【大塚委員長】

はい、ありがとうございます。

御指名ですので、委員長を引き受けさせていただきたいと思ひます。

先ほど、秦統括官のほうから環境省の使命として、人の命と環境を維持するということと、新たな課題の二つあるということをお指摘いただきました。そのとおりでございます。この政策評価委員会が最初に設置された頃は、公害がまだそれなりに多かったというところがございますけれども、特に大気汚染に関しては、様々な理由で減少しているというところがございます。

他方、地球環境問題とか生物多様性、あるいはその循環経済の問題がますます重要になってきているということがございまして、この委員会の重要性は、ますます高まっているものと思っております。環境省の政策に関して全般的に評価する委員会は、この委員会だけでございますので、そういう意味でも非常に貴重な委員会であるというふうに考えているところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本委員会の設置要綱では、委員長に事故があるときには、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行するとの規定がございます。この規定に基づきまして、委員長代理として、昨年度に引き続き亀山委員を指名させていただきたいと思ひます。亀山委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

【亀山委員】

どうぞよろしくお願ひいたします。

【大塚委員長】

それでは、議事に入ります。

まず、本日の議事進行につきまして、説明をいたします。

環境省の政策評価は、各施策について、重点的に評価を行う通常評価と、通常評価を行わない年に、施策の達成度合いのみを把握するモニタリング評価のいずれかを行う仕組みとなっております。

本日は、資料2-1のとおり、本年度通常評価を行うこととされた六つの施策につきまして、重点的に御議論いただきたいと思いますと考えております。六つの通常評価の施策を前半、後半に分けて、先に説明していただいた後で質疑応答をするという形で進行させていただき、最後に、モニタリング評価の施策を含む、全般的な御発言をいただきたいと思います存じます。

それでは、議題（1）令和5年度環境省政策評価書（事後評価）（案）に入ります。

資料3を御覧ください。

最初に施策の1.地球温暖化対策の推進、施策4.資源循環政策の推進、施策7.環境保健対策の推進につきまして順に御説明をお願いいたします。

【地球環境局】

それでは、環境省地球環境局の竹谷と申します。

声は届いておりますでしょうか。

【大塚委員長】

はい、届いています。

【地球環境局】

ありがとうございます。

そうしましたら、まず、最初に地球温暖化対策の関係に関しまして、三つほど5分間という限られた時間でありますので、簡潔に御説明を差し上げます。

まず、手元に表示されておりますR5-①の資料、これは主に国内の脱炭素社会づくりでございます。

施策の概要としましては、まさに表にありますけれども、温暖化対策の計画に基づく取組を中心に評価を行っているものでございまして、2050年のネットゼロ、それから2030年の46%削減、あるいはその50%の高みに向けた挑戦といったことについてのその対策を縷々まとめたものでございます。

測定指標に関しましては、七つほど設けてございますけれども、それに関します現状の評価を、少しページを4ページほど下のほうにスクロールいただきまして、目標達成度合いの測定結果の欄を御覧いただきたいと思っております。

全体としましては、相当程度の進展ありという評価をこちらとしてはしております。根拠のところにありますけれども、大きく三つほど、一点目は温室効果ガス全体の排出状況、こちらに関しましては、令和4年度（2022年度）が直近の数値でございまして、こちらの10億8,500万トンの排出吸収量の合計という状況になっております。平成25年度（2013年度）に比べて約23%の減少となっております。こちら要因としましては、発電電力量の減少ですとか、一部の産業における生産量の減少といったことを通じたエネルギー消費量の減少といったものが主な要因として挙げられると考えております。

それから、フロンに関しましても、こちらは直近の数字で初めて減少の傾向に入ってきたということで、これまでのオゾン層保護法に基づく生産・消費量のその抑制ですとか、あるいはフロン排出抑制法に基づく地球温暖化係数の低い冷媒への転換、それから使用时・廃棄時の排出抑制対策というふうなところを中心に進めておりますけれども、こういった効果が徐々に始めているのかなと考えております。

それから、三つ目が吸収源の部分になりますけれども、こちら令和4年度直近の数字で申し上げますと、5,020万トンということで、既にその計画を達成しているような形に見えますけれども、今後、森林の高齢化、やはり樹齢が平均的に高くなっておりますので、そうした意味で、その吸収量が徐々に減少していくというふうな可能性も留意が必要だと考えておりますので、新たなその吸収源の評価ですとか、そしてその対策というところも実態に即してやっていく必要があるかと考えております。

次期目標等への反映の方向性という半分より下のところになります。

こちらは、測定指標の変更に関しましては、概ね変更の必要はないかと考えておりますけれども、それぞれの施策に関しましては、例えば地球温暖化対策計画に関しまして、今年度まことに見直しの検討を着手しているという状況もございますし、フロンに関しましても今後も使用时・廃棄時の対策をしっかりと強化していくといったことですとか、あるいはその吸収源対策、これは森林吸収源のみならず、海洋生態系の活用によるブルーカーボンの評価、そういったところもしっかり知見を集積し、必要に応じてインベントリに対する対応ということをやりたいというところ。

あるいは国民への普及啓発というところでは、昨年の7月にデコ活という名前で新しい国民運動を進めておりますので、引き続きこうした脱炭素型の製品・サービスの需要創出、こういったところをしっかりと推進していきたいというところで考えてございます。

ちょっと時間も押しますので、次の2番目のほうに行きたいと思いますが、こちらの世界全体での排出削減への貢献ということで、測定指標にありますけれども、主には2国間クレジット制度を通じた国際的な排出削減・吸収量の確保ということを目標に据えております。2030年度までに、累積で1億トンの排出削減・吸収量を確保していくということに対しまして、直近の令和5年度の状況ですと、約2,700万トンのその排出削減・吸収量を確保してきているという状況でございます。

1ページめくっていただきまして、目標達成度合いの測定結果になりますけれども、全体としては、その相当程度進展ありということで考えております。

具体のところになりますけれども、例えばJCMのプロジェクトに関しましては、民間のJCMも含めて250件超のプロジェクトを実施したりですとか、国数に関しても29か国まで締結が、覚書が増えてきているということ。今後も様々、実施体制を強化しながら対策を講じていきたいというふうに考えております。

次期目標のその考え方、反映の方向性でございます。

測定指標に関しては、まだ2030年までの目標ということで特段の変更は必要ないと考えておりますけれども、例えばMRVの方法論の開発ですとか、都市間連携を含めて途上国のプロジェクトの組成、こういったところしっかり深掘りしていきたいということを考えています。

最後三つ目の、適応に関する政策評価でございます。

こちらは、測定指標としましては、真ん中のところにありますけれども、地域における気候変動適応計画の策定数ですとか、あるいはその地域気候変動適応センターを確保した都道府県数を目標として掲げております。

前者に関しましては、お陰様で全ての都道府県・政令指定都市で、今、策定をさせていただいているということで、こちらは必要に応じてアップデートをこれからもしっかりサポートしていくということが必要かと考えておりますし、その地域におけるそのセンターの確保、こういったところも、着実に数は増やしてきているという状況が数字としては上がっております。

次のページに行きまして、目標達成度合いの測定結果というところになりますけれども、全体としましては相当程度進展ありと考えております。

今後ですけれども、気候変動の適応計画、これは令和3年に大きく改定いたしまして、昨年度、熱中症対策の関係も含めた一部改定を行っているところでありますけれども、こうしたところをしっかりと施策の進捗管理をやっていきたいと。

それから来年になりますけれども、次の気候変動影響評価、これは法律に基づく評価報告書の策定になりますけれども、こうしたところを着手していくということを想定してございます。あるいは国内外地域と、それから開発途上国における技術協力、こういったところも、順次進めておりますので、今後も適応に対する取組が、国内外でしっかり進展するよう施策の進捗管理をしっかり進めていきたいと考えております。

長くなりましたが、私からは以上です。

【環境再生・資源循環局】

では、続きまして、施策の4の資源循環政策の推進につきまして、環境再生・資源循環局の

浅原から御説明いたします。

項目が七つにわたりますので、かいつまみながら説明させていただきます。

まず、国内及び国際的な循環型社会の構築という項目であります。社会全体としていかに資源を効率的に有効に使っていくか、また、その最終処分を減らすのかということで、測定指標としております。

全体的な評価の結果としましては、相当程度進展ありとしており、その根拠としては、資源生産性につきましては、平成22年度以降横ばい傾向となっておりますが、長期的には増加傾向であり、目標達成は見込まれていること。

また、入口側及び出口側の循環利用率は、近年頭打ち傾向にあった一方で、直近令和3年度の数値は改善しているという状況であります。

また、廃棄物最終処分量につきましては、目標値まで減少しているといったこと。また、循環型社会ビジネス市場の規模や、我が国の循環産業の海外展開についても、目標値にはまだ遠い部分もありますけれども順調に伸びている状況と認識しております。

今般、循環基本計画の改定をしており、循環経済への移行をさらに強力に進めていく必要があると考えており、製造業・小売業及び廃棄物処理・リサイクル業の連携をより深めていくことなどの取組で、引き続き改善を図っていくこととしております。

続きまして、4-2各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進ということで、各種リサイクル法の進捗状況を指標としております。

全体の進捗としましては、相当程度進展ありとしており、個別の数値、その評価はそれぞれ書いておりますが、自動車リサイクル法に関しては、順調に伸びて目標達成しており、食品リサイクル法に関しては、外食産業はやや目標達成できておりませんが、一方で、食品製造業や食品小売業につきましては、目標を達成しており、濃淡ある状況になっております。

また、目標に関しては、小型家電リサイクル法については、目標値に対して実績値は少し減少傾向であり、原因究明と対策検討を進めていく必要があると思っており、また、使用済プラスチックのリサイクル率について、リサイクル率自体は微々たる上昇になっておりますので、ここについても熱回収、リサイクルを合わせた全体として、どのような対策をするのかということ、しっかり目標も定めながら検討していきたいと思っております。

また、具体的話になりますけれども、レジ袋の有料化等々の対策もしており、そのような排出抑制措置により、レジ袋の国内流通量は有料化実施前と比較して半減しているなど、対策として着実に進んでいる実態でもあります。

次の項目は、一般廃棄物対策になります。

こちら、評価結果としては、相当程度進展ありと評価しております、一般廃棄物の排出量及び一般廃棄物の最終処分量は、順調に減少しており、傾向としては、目標を達成できる見込みでございます。

一方で、リサイクル率について、ここ数年横ばい状況が続いており、目標値に到達するトレンドになっていないという状況ですので、リサイクル率向上のため、その要因分析をさらに進めるとともに、有効な対策についても講じていきたいと考えております。

次は4-4産業廃棄物対策になります。こちら、一般廃棄物と同様の指標で評価しておりますが、全体の傾向としては、相当程度進展ありであり、産業廃棄物の排出量及び最終処分量につきましては、既に令和7年度の目標達成をしているという状況です。

一方で、出口側の循環利用率は横ばいとなっており、そのリサイクルをどのように進めていくのが課題と認識しております。

また、PCB廃棄物については、令和7年度までの全量処理を目指して着実な進展が見られるところではあります。

続きまして、4-5は廃棄物の不法投棄の防止の項目になります。こちら、評価結果の全体の総評としては、相当程度進展ありとしております。産業廃棄物の不法投棄等の残存件数は、目標には届かなかったが着実に減少している状況です。一方、直近の数字では、新規発生件数が増加しておりますけれども、支障に対する事案としては、対応は既になされているおり、施策全体としては順調に進展していると考えております。

続きまして、4-6は浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理の項目になります。

こちらは浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率を指標としており、数値自体は右肩上がりに伸びており、相当程度進展ありとしておりますけれども、目標値に対しては達成に至っていないという状態になります。

これまでも循環型社会形成推進交付金の補助要件の見直しですとか、合併処理浄化槽への転換を一層推進するための宅内配管工事への助成など、対策は講じてきたところですが、まだ目標には至っていないということで、さらなる促進に向けた取組を検討する必要があると考えております。

最後の項目4-7は災害廃棄物の対策になります。災害にどのように備えるていくのかといった、市町村における計画の策定率や焼却施設などの耐震化・老朽化対策を指標としており、これらについては、全測定指標におきまして年度ごとの目標達成済みであり、順調にその対策自

体は進んでいるところです。一方、今般の能登地震の対応も現在行っており、また、その教訓をさらに次に生かすといったことが今後、必要になってくると思っておりますので、不断の努力で見直しをしていきたいと考えているところです。

駆け足となってしまいましたが、施策4の説明は以上となります。

【環境保健部】

環境保健部の江藤でございます。政策7についてご説明申し上げます。

政策7は、四つの項目に分かれております。まず、目標7-1公害健康被害対策についてでございます。

指標1、予防事業につきましては、約9割の方から5段階評価で上位2段階の満足度を得て、令和5年度においても目標を達成しております。

指標2、リハビリテーション、転地療養等の公害健康福祉事業につきましては、コロナの影響で参加者数が落ち込んでおりましたが、ICT、オンラインなどを使った取組なども進めまして、割合は上昇傾向にございます。引き続き目標達成に向けて努力してまいりたいと考えております。

指標3・4、環境保健サーベイランス調査につきましては、3歳児、6歳児とも調査等への同意率の目標を達成しております。

指標5、公健法に基づく補償につきましては、着実に給付等を進めているところでございます。

SDGs目標との関係につきましては、主な目標として目標3「全ての人に健康と福祉を」の達成に貢献できたというふうに考えております。以降、この政策7関係におきましては、SDGsの目標は全て目標3への達成への貢献と整理しておりますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

続きまして、目標7-2、水俣病対策でございます。

指標1、水俣病被害者特措法に基づく被害者の方への療養費等の着実な支給を行っております。

指標2、水俣病に関する総合研究につきましては、外部評価委員会で高い評価をいただき、目標を達成しております。

続きまして、目標7-3、石綿の健康被害救済対策でございます。

指標1、申請に関する認定・不認定決定までの平均処理日数につきましては、新型コロナウイルス

イルスの影響により、医学的判定に係る審議を一時期中断したことなども受けまして、令和2年度から令和5年度までは目標を達成できませんでした。このような状況を受けて、こちらもICT、東京に来なくても地域で委員の方が判定に参加できるような取組を令和4年度から導入しまして、また令和6年度にも体制の強化を行っているところでございまして、目標を達成するよう取り組んでおります。

指標2、読影精度、既存の肺がん等の検診を活用しまして腫瘍を早目に見つけるという事業でございしますが、1自治体が新規参加、2自治体から辞退があり、目標の達成とはなりません。引き続き自治体への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

最後に、指標7-4になります。環境保健に関する調査研究でございします。

指標1、熱中症予防行動を行っている高齢者の割合、指標2、一層の熱中症対策を行う地方自治体の増加割合につきましては、目標年度を熱中症対策実行計画の目標年度であります令和12年度に設定をしております。

指標3、同じく熱中症対策実行計画におきまして、2030年までに熱中症による死亡者数を現状から半減するということを目指しております。令和5年度はこの死亡者数の目標は達成できませんでしたが、引き続き改正気候変動適応法に基づく取組も含めまして、熱中症対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

施策7につきまして、以上でございします。

【大塚委員長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。挙手機能を使っていただければと思います。

どうぞ、山岸委員、お願いします。

【山岸委員】

ありがとうございます。恐らく皆さんも考えていらっしゃると思うので、ちょっと口火を切る意味で。

詳細な御報告ありがとうございました。環境省の皆さんがすごく日々努力されていることがよく伝わってくる内容でよかったですと思いました。

その観点でちょっと思ったことがありまして、そんなことをこの場で言うなよと思われるか

もしもかもしれませんが、特に地球温暖化の分野に関しまして、ありていに言えば、指標そのものに対するちょっと意見といいますか、なのでそんなことをここで言うなということだとは思いますが、あえてちょっと言っておきたいなと思ったのは、最終的な指標として、やっぱり温室効果ガスの排出量が減っているかどうか、二酸化炭素の排出量が減っているかどうか、Fガスが減っているか、吸収量が確保できているかを見るのはもちろん大事なんですけども、本来であれば、やっぱりもう一步手前の指標を施策の効果としては見たいなというのが本音です。じゃないと環境省の皆さんが頑張ってくれたことが、本当に世の中を動かすこと、例えば企業の行動変容につながっているのかということにつながっているのかがいま一つ見えないので、何か評価をしても楽しくないんじゃないかなというのは、ちょっと感じたところでもあります。

特にこの今表示していただいている国内の部分です。デコ活とか区町村のやつとかは言ってみれば、一般の方々の行動変容を促すための政策の効果を直接見ているので、ある意味その手前の側の指標だとは思いますが。

例えば環境省さんが一生懸命情報提供されているバリューチェーンの排出量を減らしますかという、グリーン・バリューチェーンでしたか。ウェブサイトの情報を通じてどれぐらいの企業の方々が実際に動いてくださったのかとか、感化されたのかとかというのは、やっている側としてはきっと知りたいことだし、実はその企業がどうやって動いているのか動いてないのかということが、結果としてやっぱりその排出量を減らしていく上で非常に貴重なことなので、その点がまず見られないのは、ちょっと逆に言うとそこが見られないと、コメントしにくいなというのか、排出量の傾向だけを見ればちょっときつそうだけど大丈夫というコメントを出せますけど、でもどうでしょうというのが正直なところなんです。

あとは、どれぐらいこの政策評価委員会での作業を細かくやるかということにもなるんだとは思いますが。

あと、もう一点、温暖化の国際の側の貢献の1-2のほうですけども、これも環境省の皆さんがすごく努力をされている分野だということは重々理解した上で申し上げますと、先ほどの御説明ではJCMの話が結構主ですというお話だったと思うんですが、多分このペースでいくと目標は達成できないですね。なんか年当たり多分1,000万トン重ねていかないと多分達成できないので、それで、頑張っているという程度を評価するんだったら相当程度進んでいるでいいんですけども、危機意識を示すんだったら相当程度進んでないにしたほうが本当はいいのかもしれないなとは思ったりはしました。じゃないと相当程度進んでいるんだったら、別にテコ

入れしなくてもいいでしょうというふうには、後につながる普通の企業さんとかだとそうなっちゃうと思うので、別にJCMをどれぐらい頑張るべきかということは、この際置いていてでも、JCMを本当にこの目標として努力されていくんだとすれば、ちょっとテコ入れが必要なんですから、本当に言ったほうがいいのかとちょっと思いましたというのが二つ目でございます。

あとは、ちょっとしゃべり過ぎたので一旦ここで切ります。すみません、他の方がしゃべる時間が。

【大塚委員長】

ありがとうございます。

では、亀山委員、お願いします。

【亀山委員】

ありがとうございます。

私も、まずは日々の環境省の皆様の御尽力には、この場をかりて御礼申し上げたいと思います。

私が一番申し上げたかったことは、先ほど山岸委員がおっしゃってくださったこととほぼ重なっておりますけれども、私の言葉で改めて発言させていただきたいと思います。

1-1の国内の温暖化対策に関する評価についてです。私も山岸さんと全く同じ感想を持ちました。今年是非常に重要な年です。エネルギー基本計画、それから次期のNDCの目標を決める非常に重要な年であります。それを決めるときに、今までの対策でよかったと、これからもこの調子を続けていけばいいんだというような評価をここでやることは、今年の今申し上げた二つの非常に重要な次の目標設定の上で、すごく重要だと思うんですね。重要というか、今までの調子で続けていけばいいと思うのが、むしろ危険だろうというふうに考えます。

温暖化対策、そもそも2013年を基準年として選んだ時点で、そこから排出量が下がっていくことは、むしろ当然でありまして、やっぱり重要なのは、これからさらにどう減らしていくかということだと思います。

それで、そのときに今の2030年目標に向かって排出削減をしていくことは、当然のこと。一応世界的には、今度2035年までに60%削減を目指せと言っているわけですから、望ましくは2035年目標がマイナス60%ぐらいにあるだろうということを見越した上で、2030年に向か

って対策を取っていくべきであろうというふうに考えます。そのためには、今の状態でもって順調だねというような評価をここで下すことには、非常にちゅうちょをするわけでありまして、確かに数字だけを見ればそういう評価になるのかもしれませんが、せめて文書でもってどこかにそういった注意書き、今後もっと頑張らなきゃいけないだろうと委員が言っていたみたいなことを、どこかに盛り込んでいただくと非常にありがたいかなというふうに感じた次第です。

私も、ちょっと他のところで意見はまだありますけども、一旦ここで止めたいと思います。ありがとうございます。

【大塚委員長】

止めなくてもよかったですけど。ありがとうございます。

では、百瀬委員、お願いします。

【百瀬委員】

ありがとうございます。聞こえますか。

【大塚委員長】

はい、聞こえます。

【百瀬委員】

はい。すごくよい方向にあるという皆様方自身の評価なんですけども、民間で今いろんな取り組んでいることを考えたときに、例えば温室効果ガスを企業はどれだけ出しているのかと、それは減っているのかどうなのかというときに、環境省さんは、多分温対法と省エネ法から拾っていらっしゃると思うんですが、もうエネルギー由来だけではなくて、もしくは輸送だけではなくて、私たちはScopeの3、サプライチェーンでどうやって減らすのかという問題ですごく頭を悩ませているんです。その辺りのことについて、環境省さんが出されている、少なくとも温室効果ガスが減っている、いい傾向にあるんだということが、どうつながっているのかなと思ったりします。なかなかこれは民間としては減らすことが難しく、また、それをどう評価してもらえる、もしくは評価するのかということに対して、頭が悩ましい問題です。

民間企業は、TCFDだとか、そういったことの公表も迫られてきていまして、もし気温が上

があったとき、どうやって君たちは企業が成り立っていくのかみたいなことも、今一生懸命考えている事態なんですけれども、本当にこれっていい方向にあるのかどうかというのが、民間としては、自分のところの企業を思い起こしてみると厳しいところですよ。全てのエネルギーを太陽光、もしくは風水力にしたいと思ってはいるんですけども、なかなかそれが手に入らない状況であるということに、本当に頭を悩ましています。

それとともに、資源循環のところからも、かなりGHGは出ていると思うんです。そことの関連性というのは入っているのかなと思ってしまいます。

私たちは、リサイクルすることによって、できるだけGHGの発生を抑えるということが、一応使命なんです。そうしたときに食品リサイクルだとか、プラスチックを使わない、そして、それを資源循環することによってCO₂の発生を抑えるということをやると、かなり力を入れたとしても、それが全体的にどう地球の温暖化に対して貢献できるのかというのが、よく見えてこないもので、その辺りの関係性についても、もしよかったら教えてもらいたいと思います。

企業もそうですけれども、よもやとは思いますが、縦割りで、それぞれ地球温暖化については、その局がやる。それから資源循環については、その局がやる。だから、その総合的な算定があまり関係ないというのは、ちょっと関係なくはないと思うんですけども、どういう形になっているのかを知りたいと思いました。

それから、もう一つお願いするところなんですけども、例えばフロン¹の発生、要するにフロンが地球上に漏れている量が減ったんであろうという、そういうことなんですけども、フロンは、そもそもこれから先も作らせていくのかどうか。そして、それを使った機器をこれからも日本は使っていくのかどうか。その辺りのことも、ぜひどこかの指標に入れていただければと思います。全部ノンフロンの機器になってしまえば、フロンの漏出はなくなるわけですよ。その辺りのことも、ぜひこれから先、指標の中に加えていただければ、民間としてはすごく参考になると思います。よろしく願いいたします。

以上です。

【大塚委員長】

どうもありがとうございます。

では、深町委員、お願いします。

【深町委員】

ありがとうございます。私のほうからは、4-1、2、7に関連する、資源循環に関しての御質問と意見というふうになります。

いろんな取組ということでは、全体としてすごく頑張っているというものは、よく分かったんですけども。私自身の関心として、やはり日本の資源としての特徴を考えると、7割を占める森林資源をいかにうまく循環的に使ったり、リサイクルできるかということが大変大事だと思います。こういった観点からでの評価というのが、建設リサイクルのところでは多少なりとも盛り込まれているんですけども、例えば木質バイオマス発電とかで、せっかく森林資源が使われるのかというふうに思ったら、実情を見ると、全然違うものが海外から輸入されて使っているとかというようなこともお聞きしたりしております。ビジネスとして、あるいはリサイクルの現場も含めて、森林資源というのがどういうふうな状況なのかというのを、環境サイドからです。林野庁のほうでも、そういったデータは取っていると思うんですけども、ぜひ環境省の政策の中でしっかり評価できるような、そういったところの指標だとか、取組というところが可能かどうかということをお聞きしたいというのが一つです。

もう一つは、4-7の東日本大震災等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策ということで、これにつきましても、災害が起こる前に、いかに自治体ですとか、いろんなネットワークで対応するかというようなところでの準備はできていると思うんですけども、実際、私自身も能登半島に行きましたけれども、たくさんの災害による廃棄物というのが出ておりました。でも、実際見ると、それが全部廃棄物というわけではなくて、ちゃんと分別したら、すごく大事な資源になったり、あるいは地域の方にとって非常に大事な文化財のような形にもなるかもしれない。

そういうふうな非常時になったときに、いかにしっかりお金もかけて体制ができて、分別したり、うまく有効活用できるかというような、そういうことがきちっと動けるかどうかというようなところでの評価というか、そういう部分を指標なり、視点として、それこそが東日本大震災等の教訓を踏まえた、それがきちっと能登で実践できるというような形で動いていくかというところにつながられると思うので、その部分について可能性というか、取組について教えていただきたいと思います。

以上です。

【大塚委員長】

どうもありがとうございました。

これから質問のほうに答えていただければと思いますが、私からも若干申し上げていきたい

と思います。

先ほど、特に百瀬委員がおっしゃったScope3との関係、あるいは山岸もおっしゃったと思いますが、何か指標に入れてはどうかという議論は、ぜひ御検討をいただければというふうに私も思います。

それから、資源循環のところでも少し気になったのは、不法投棄の新規発生件数が少し増加しているということで、とても増加しているというほどではないのですが、量はどんな感じなのでしょう。量の話がどこかに出ていましたか。もし問題になるようなことであれば、きっちり検討したほうがいいと思いますので、お伺いしたいところがございます。

私からは、その程度にさせていただきます。

では、ご回答をお願いしたいのですが。まず、地球環境局様からでしょうか、お願いします。

【地球環境局】

地球環境局の竹谷でございます。様々な御質問をいただきまして、ありがとうございます。時間の関係もありますので、できるだけお答えできればと思っております。

まず、山岸委員、それから、亀山委員をはじめ様々いただきました、指標の置き方といったところは、確かに今置かれているその指標というのは、最終的なGHGの削減量ですとか、そういったところを設定しておりまして、そこに至るまでのその一歩手前、まさにおっしゃるような、その施策に関する評価というのが見られないというところは、非常に貴重な御意見かと思っております。

例えば、企業ですとか、一般消費者の行動変容、そういった辺りがどういうふうに起きているのか、起きてないのかといったところも見られるような形で、と御意見をいただいておりますので、今回指標そのものをドラスティックにいじっていくということではないかもしれませんが、例えば目標の達成度合いの測定に関する話ですとか、評価結果のところの書きぶりに関しましては、もう少し今いただいた御意見を踏まえた表現にできるようにしていきたい。

総括的なその評価の水準としての、相当程度進展ありというところ。ここに関しましては、相当程度というのは、いろんな読み方があるかもしれませんが、我々としては、ある一定の部分で進展はあるけれども、課題としてはまだ残っているというつもりで評価をしてございます。そういったところが、なかなか危機意識を示す意味で読み取れないという御意見を承ったと考えておりますので、どういった測定結果、評価の仕方があるのかということも、一旦御意見をいただいた上で整理して、必要なアップデートをしていきたいと考えております。

それから、百瀬委員と大塚委員からいただきました、Scope3ですとか、企業の脱炭素経営、そういったところに関係するような指標というのが書かれていないという御意見もいただきました。ここに関しましても、今申し上げたような形で、評価結果のところ、まずはどういった形で定量的に、あるいは定性的に書き込むことができるのかというところは、改めて省内で整理させていただきまして、必要な修正をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、百瀬委員からいただきました、資源循環分野の温室効果ガスの排出削減に関して、何か縦割りになっているのではないかとというふうな御指摘あったかと思えます。今回の温暖化対策の目標1-1の指標の中でも、非エネルギー起源のCO₂ですとかメタン、そういった辺りの温室効果ガスに関しては、総量としての排出量は測定の指標に置いてございます。

ですので、広く、例えばその廃棄物処理ですとか、そういったマネジメントに関して、どれだけGHGの削減を行っているかというところは、広くはこちらのほうで読んでいるところでありますけれども、その辺りでどういった対策が取られてきているのかという評価の辺りは省内、循環局とも調整をしながら、書きぶりについて何かできないか考えていきたいと思えます。

それから、フロンとの関係です。フロンをそのまま使用している、代替フロンを含め、使用している機器の規制というのは、代替的な自然冷媒ですとか、そういったものを使った機器というのが、今いろいろ支援をしながら徐々に増えてきているというところでもありますので、まずはそういった自然冷媒への転換ですとか、再生冷媒の利用促進を促していくところでもあります。

今後、そうした取組をさらに進めていく観点で、どういった規制的手法、あるいはほかの政策手法が取り得るのかといった辺りは、担当課室もよく相談をしながら、政策評価の中でも必要な書きぶりを考えていきたいと思えます。

最後の塚先生のお質問も百瀬委員のお質問と重複するところかと思えますので、Scope3、しっかり考えていきたいと思えます。

地球環境局からは以上です。

【大塚委員長】

ありがとうございました。

では、環境再生・資源循環局、よろしく申し上げます。

【環境再生・資源循環局】

環境再生・資源循環局の浅原と申します。

深町先生から、2点、指標についてご意見いただきました。1点目が、資源循環全体のみならず、日本の特性として森林資源の活用というのが重要であるので、森林資源の活用についての指標なり、評価の観点を入れるべきではないかという御意見をいただいたかと思います。おっしゃるとおり、森林資源の活用は非常に重要な観点ですので、直ちにどのように指標として組み込めるのか、どのようなデータを基に評価するのがよいのか、直ちに私が回答できませんので、担当とも相談して、考えさせていただきたいと思います。

もう一点、4-7、災害廃棄物への、事前の備えに関して、今回、能登地震の現場にも行かれたということで、大量に出てくる廃棄物を、ただ廃棄物としてはなくて、しっかりリサイクルできるような体制が構築できているのかということの評価できないかの御意見と認識しております。

市町村による計画策定が基本の対応ではありますが、それ以上に、事業者間連携といったものも含めて、体制強化が必要なのはおっしゃるとおりであり、そのようなものが指標化できるかということも、担当と相談させていただきたいと思います。

大塚委員長からは、不法投棄の新規の発生件数の増加について、量がどうなっているのかとの御質問いただきましたが、すみません。手元にデータがございませんので、確認して、追って回答させていただければと思います。

環境再生・資源循環局からは以上となります。

【大塚委員長】

すみません。せっかくお話しいただいたのに申し訳ありませんが、環境保健部に対しての御質問は取りあえずなかったもので、よろしければ、次の施策のほうに移ります。

先ほど、この辺で止めておくというふうにおっしゃった委員の方が結構いらっしゃったのですが、よろしいでしょうか。どうでしょうか。

何か、もし追加的にお話しいただくことがあれば。あるいは、今の御回答との関係も含めて、何かもしあればと思いますけれども。これは今いただいているのは、新しく挙げていただいているということですよね、きっと。

百瀬委員、そういうことでしょうか、違う。

【百瀬委員】

違うんですけど、追加でいいですか。すみません。

私は今、外食の事業者としても働いているんですけども、食品リサイクル法の外食が非常に目標の達成度が低いと。本当に低いんです。目標の50%に対して、三十何%というところをずっとやっている。なぜかといいますと、日本の特に中小の飲食事業者がリサイクルしようと思うと、まず一つは、リサイクラーにどうやって持ち込むのかということからして難しいんです。

食品ロスをなくすということで、消費者庁が今一生懸命、環境省さん、農水省さんとやっていますけども、食品ロスそのものは500万トンぐらいで、食品廃棄物は2,000万トンを超えているので、こういった外食産業における食品廃棄物を何とかリサイクルしたいと思い、ただし、リサイクラーに持ち込むことが難しく、リサイクルができてないという現状なんです。

それに対して、環境省が何らかのそういった中小、本当にまちのラーメン屋さんとか、洋食屋さんに対してリサイクルを進めるために、どういう形で進めるべきかみたいなことについて、リサイクルができない理由みたいな指標もぜひ入れていただければ、できるようにするにはどういった施策を取るべきかということが、一般廃棄物ですから、市町村のほうで考えられるんじゃないかと思います。

ちょっとささいなことですけども、よろしく願いいたします。

【大塚委員長】

では、亀山委員、お願いします。

【亀山委員】

簡単に申し上げます。7-2の水俣対策のところです。

これあまり言われたくないかもしれないんですけど、例のマイクオフの問題について、何も対応しなくていいのかなということがちょっと気になっていまして、もちろん、それは今回の測定の指標の1とか2とかには直接関係ないかもしれないんですけども、こちらの達成すべき目標というところには、水俣の被害者の方が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくるというふうに書いてありました。

やっぱり、先般のあの問題というのは、その安心というものをちょっと損ねる一つの例だったのかなというふうに感じていまして、個人的には、非常に環境省様のほうに私はシンパシーを持ってはいるんですけども、けじめというか、世の中への示し方として、やっぱりああいふことは起こさないように今後は配慮しますというのは一言どこかに追記、文章として入れて

おくのがいいんじゃないかなというふうに思いましたので、それを一言申し上げたかったです。
以上です。

【大塚委員長】

ありがとうございます。

では、山岸委員、お願いします。

【山岸委員】

ありがとうございます。続けてで恐縮です。

資源循環分野に関してなんですけれども、先ほど御説明の中でも、一般廃棄物のリサイクルが近年はちょっと横ばいですというお話があったかと思います。ここって要因の分析が必要ですねというお話があったと思うんですけど、多分、恐らくしっかりとした根拠を持ってお話をするというのが、なかなか難しい状況なのかなとは思っています。

ここって、いわゆる、もう無理にここから20%前後のところから上に上げていこうとすると、ちょっと社会的なコストが高くなり過ぎて、正直しんどいということなのか。それとも、まだまだ本当はできそうなのか、その辺の感触みたいなものというのはどうなんでしょうというのがちょっと気になります。多分、一般廃棄物だと容器包装の話とかともちょっと関わってくると思うので、そっち側の進展とも関係はするのかなと思いつつ、どうなんでしょうかというのを聞きしてみたかったです。

あと、環境保健の分野なんですけども、公害健康被害対策の分野ですと、多分、関係者の方々は、結構もう高齢化されていると思うんですけども、その辺って満足度はもう90%以上で大丈夫ですということなんだと思うんですけども、特に高齢化に伴う問題の難しさとかというものは、課題感というのは、この辺であまり感じないのかなと思ったんですけど、どうなんでしょうかというのが御質問です。

以上です。

【大塚委員長】

どうもありがとうございます。

では、環境再生・資源循環局、環境保健部、それぞれ簡単にお答えいただけるとありがたいと思います。よろしくをお願いします。

【環境再生・資源循環局】

環境再生・資源循環局です。百瀬委員から、外食産業の食品リサイクルが低い実情について企業目線からの御意見をいただきまして、ありがとうございます。

最終的なリサイクル率で評価しており、その課題がどうなっているのか評価書から読みづらいというのは、おっしゃるとおりかと思います。指標とするのか、評価結果の中で書き表すのかは、こちらで考えさせていただきたいと思いますが、何が課題で、次にどうつなげていくのかが、もう少し分かりやすくなるように工夫させていただきたいと思います。

また、山岸委員から、一般廃棄物のリサイクル率が横ばいの要因についてご質問いただき、全体の資源量が皆様の努力で減っている中で、率としてなかなか伸ばすのが難しい状態ですとか、世界的な資源循環の中で、紙類の減少等々、リサイクルしやすいものが全てではないという現状もあるのではと思っております。正確には、た追って資料として出させていただきます。

以上となります。

【大塚委員長】

環境保健部、お願いします。

【環境保健部】

亀山委員からいただきました、水俣のマイクオフの問題でございますけれども、環境省、特に環境保健部は、これまで患者・被害者の方々のお声をしっかり聞いて、環境行政を進めてきたという側面が大きいにもかかわらず、このような事態となってしまいまして、大変申し訳なく思っております。

政策評価の水俣のシートの中にどういったふうに記載するかというのは、また内部で相談させていただきたいと思いますが、御意見については承知いたしました。

また、山岸委員からいただきました、高齢化の関係で、7-1の2枚目の評価結果、目標達成は出来なかった要因、その他施策の課題等のところの1行目で、実は少し触れておりまして、リハビリテーション事業ですとか、そういう対面での事業に、やっぱり高齢化に伴ってなかなか御参画いただけなくなっているという面はありまして、これをオンライン化してみたり、また、高齢の方はオンラインも難しいかもしれませんので、高齢化に伴ってどう参加率を確保し

ていくかというところは、今後の課題だというふうに認識しております。

以上でございます。

【大塚委員長】

ありがとうございました。

そうしましたら、次の三つの施策のほうに移りたいと思います。

施策の8、環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備、施策の9、地域脱炭素の推進、施策の10、放射性物質による環境の汚染への対処につきまして、順に説明をお願いいたします。

【総合環境政策統括官グループ】

大臣官房の総合政策課の井上と申します。施策8、環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備について御説明いたします。

まず、目標の8-1、経済のグリーン化の推進でございます。測定指標の1と2ですが、環境産業の市場規模、雇用規模につきましては、増加傾向が継続しているものと考えております。

3の地方公共団体におきますグリーン購入実施率については、僅かながら減少傾向にあります。詳細を申し上げますと、都道府県、指定都市では実施率が高いのですが、中小規模の市町村においては、財政面とか人材面の問題だと思いますが、そういったことで実施率が低い現状にあります。環境省においては、地方公共団体向けの事例集の作成や、地方ブロック単位での説明会の開催などを行っておりますが、こうした取組だけでは不十分だということも認識しておりまして、伴走支援を含めたさらなる取組の充実について検討してまいりたいと思っております。

4番目の国等におきます環境配慮契約の実績については、横ばいということになっておりますが、特に独立行政法人などの実施率が約7割ということですので、所管の省庁とも連携しながら取組を進めていきたいと思っております。

5番のエコアクション21の登録事業者数については、僅かではございますけれども、増加傾向ということでございます。

6番の金融行動原則署名の金融機関数につきましては、既に多くの金融機関が署名を行っておりまして、頭打ちという状況でございます。今後は、環境金融に関する意識醸成に取り組むステージから、よりTCFDなどの情報開示などの具体的な取組を把握できるような指標の変更

ということについても検討してまいりたいと思っております。

続きまして、8-2でございます。環境パートナーシップの形成でございます。

測定指標として、1の協働取組の推進とありますが、地球環境パートナーシッププラザや、全国8か所にあります地方環境パートナーシップオフィスにおける相談件数や対面での集を開いた際の参加数を合計したものです。

2の地域循環共生圏形成に資する活動への参加数を含めまして、総じて増加ということで、目標を達成しております。

続きまして、目標の8-3、環境教育・環境学習の推進ということでございます。測定指標の1、教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修の受講者数、2の地方ESD関連フォーラム参加者数ともに、令和5年は減少しております。事前に録画したものを自由に見ることができるなど利便性を高めた結果でもあるところでございまして、単純にちょっと数値の減少をもって環境教育やESDが停滞したものであるとは言えないと思っております。

いずれにしましても、本年5月に閣議決定しました環境教育等推進法の基本方針の中でも、学校の教職員の負担軽減と教育の質の向上の両立を図るために、ESD活動支援センターを初めとします中間支援組織のより一層の充実が記載されておりますので、これに沿った指標の検討も進めてまいりたいと思っております。

続きまして、8-4、環境基本計画の効果的実施ということでございますが、定性的でございますが、本年5月に閣議決定しました第6次環境基本計画を踏まえ、政府全体として一層の取組を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、8-5、環境アセスメント制度の適切な運用と改善ということでございます。環境アセスメントにつきましても、関係者との円滑な合意形成、より環境負荷の少ない事業の推進を図る上で重要でございます。着実に実施されておりますが、ここにもありますEADASなどのデータベースの充実を図ることで、事業者側、審査をする側、双方において効率的な環境アセスメントの実施に資するものと思っておりますので、こういったものの充実をさらに図ってまいりたいと思っております。

続きまして、8-6でございます。環境問題に関する調査・研究・技術開発ということでございます。

測定指標1にあります環境研究総合推進費の研究成果、2のスタートアップ支援事業の事業終了後の継続割合、ともに高水準を維持しており、目標を達成しているところでございます。

最後に、8-7ということで、環境情報の整備と提供・広報の充実でございます。

測定指標1の環境省ホームページのアクセス者数ですが、令和5年度は減少しておりますが、これまで環境省ホームページに接続するサーバーにおけるアクセス数で計算しておったんですが、一部重複していることがあったようでございまして、それを補正したものだということで御理解いただければと思います。目標に対しては、達成しておる状況でございます。

2の環境調査研修所におきます研修の実施については、令和2年～4年度はコロナの影響もあり集合研修を中止しておりましたが、令和5年度は対面も増えるとともに、オンラインと合わせて研修数は過去に戻りつつあると考えておるところでございます。

以上でございます。

【地域脱炭素推進審議官グループ】

続きまして、環境省大臣官房地域政策課で政策企画官をしております、三田から御説明させていただきます。

地域脱炭素推進審議官グループで二つの施策目標がございます。

まず、一つ目、地域の脱炭素化の推進でございます。施策の概要としましては、2030年度温室効果ガス削減目標や2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、意欲的な地方公共団体による脱炭素先行地域づくり、重点対策加速化事業の支援等を進めるということでございます。達成すべき目標として、脱炭素先行地域を2025年度までに少なくとも100か所を選定していく、重点対策加速化事業を地方公共団体が複数年度にわたり実施していく、また、脱炭素化に資する事業に対して、株式会社脱炭素化支援機構を通じて資金供給の支援を強化していく、さらには、法定義務のある地方公共団体において、地方公共団体実行計画を早期に策定して、団体の策定の促進をしていく、そのような目標でございます。

具体的な測定指標としましては、一つ目には、ゼロカーボンシティを2050年までに実現していく、そういった宣言をしている団体の地方公共団体実行計画の市町村区域全体の温室効果ガス削減の計画の策定率、さらには事務事業編と申しまして、地方公共団体の業務ですとか、庁舎等、事務事業に関する計画の策定率、さらには大規模災害時に再エネ等で発電、電力供給等の機能を発揮するような施設の整備数、整備の箇所数、また、脱炭素先行地域の選定数となります。

さらに株式会社脱炭素化支援機構に関しましては、今、測定指標を事前分析の時点で仮置きしておりまして、昨年秋の官民ファンド幹事会で確定しまして、事前分析表のほうに記載がありますけれども、投融资額を測定指標にしたところでございます。次のページをお願いします。

全体の目標達成度合いの測定結果につきましては、相当程度進展ありとさせていただいております。ゼロカーボンシティ表明団体のうち、区域施策編を策定しているのは59.2%と、さらに区域施策編を策定する予定があるというのが約30%程度ということで、順調に増加していること。

また、事務事業編の策定率につきましても、92.7%に加えて、3.9%の地方公共団体が策定予定ありということで増加していること。

また、避難施設の災害停電時の再エネ等による機能発揮、これにつきましては令和5年度までで累計822か所ということで、令和7年度までに目標達成が見込まれること。

また、脱炭素先行地域につきましても、これまでに合計で73地域選定されておまして、目標値の達成は可能と考えられてございます。次のページをお願いします。

地域循環共生圏づくりの推進でございます。こちらにつきましては、施策の概要としましては、専門人材と地域とのマッチング等の機能を持つプラットフォームの構築、それを充実することによって地域循環共生圏の創造を強力に推進していく。これによって持続可能な地域づくりを通じて、環境で地域経済活性化等、地域課題を解決して、持続可能な社会を構築していくというような取組でございます。

測定指標としましては、地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組を行う地方公共団体の数を指標としてございまして、目標値としては、300団体としております。次のページをお願いします。

目標達成度合いの測定結果については、目標超過達成ということで、具体的に146団体が令和5年度に取組を行っているということで、こちらは指標について、より具体的な取組を行っている団体を整理するために調査の仕方を変えまして、それに応じて、次期目標等への反映の項目の中でも記載していますが、今回、目標を大幅に超過するという事になったので、令和6年度以降の目標数値を上方に修正することとしてございます。

両方の施策ともに、SDGs目標との関係は記載のとおりでございます。

以上でございます。

【環境再生・資源循環局】

続きまして、環境再生・資源循環局より、目標10-1～10-3まで御説明させていただきます。西川と申します。よろしくお願いたします。

まず、目標10-1放射性物質により汚染された廃棄物の処理ということでございまして、こ

うした廃棄物につきましては、解体・撤去した上で仮置場に搬入し、燃やせるものは燃やして減容化しつつ、最終的に埋立処分をするというフローで、これまで事業を実施してきております。

次のページでございますけれども、判断根拠という評価結果のところになりますが、まず、福島県内におきましては、帰還困難区域を除く対策地域内における解体件数は、令和6年3月末時点で1万3,590件となっております。こうした廃棄物につきましては、特定廃棄物埋立処分施設におきまして、順次処分を進めているところでございまして、令和5年度におきましては、前のページでございますけれども、目標を超えるような廃棄物を搬入して、目標を達成したというところになってございます。

続きまして、福島県外につきましても指定廃棄物等々ございまして、こちらについては各県それぞれの状況を踏まえて対応を進めているところでございます。

また、宮城県においては、8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の焼却等による処理を優先的に推進する、また、栃木県においても、指定廃棄物の保管農家の負担軽減のために暫定集約を市町単位で進める、こうした取組を着実に進めているというところでございます。

これらの取組につきまして、SDGs目標との関係につきましては、主な目標というところを書いてございますが、目標12番の達成に貢献できているということでまとめてございます。

次になります、目標10-2放射性物質汚染対処特措法に基づく除染、また中間貯蔵施設事業について御説明をさせていただきます。

福島県内におきましては、除染につきまして、帰還困難区域以外は除染を終了して、仮置場に一旦運び込んだ除去土壌等の搬出もほぼ終了してございますので、今のフェーズといたしましては、そうした仮置場について、所有者の方などへの返地の取組を進めているというところでございます。

また、先ほどの汚染廃棄物と同じように、福島県外でも除染も実施されてございまして、そこで発生した除去土壌等というものが依然ございます。こちらについては、まだ除去土壌の処分基準が未策定でございますので、現状、実証事業を行ったり、専門家会議で議論をしながら、基準の策定を今年度いっぱい進めていきたいと思っております。

次のページになりますけれども、評価結果のところ書いてございますが、1ポツ目の中で、先ほど仮置場について御紹介をさせていただきましたが、中間貯蔵施設への輸送などによって、仮置場の搬出というか、役割を終えた部分でございますので、順次現状回復等の工事を実施しているところでございます。

また、中間貯蔵施設については、2ポツ目にございますけども、現状、令和6年3月末までに、約1,376万³の除去土壌等を搬入しているところをございます。これから、中間貯蔵施設から県外最終処分に向けて搬出をしていく、次のフェーズになってまいりますので、中間貯蔵施設除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略に基づいて、これまで技術的な検討をしてきたものを、今年度いっぱい成果を取りまとめて、基準の策定等々、取組を進めていきたいと思っております。

SDGs目標との関係については、主な目標に書いてございますが、目標11の達成に貢献ということでまとめてございます。

最後になります、10-3になります。10-3は、まだ避難指示が出ております帰還困難区域内での取組ということで、特定復興再生拠点等の整備ということでございます。

次のページの評価結果、判断根拠のほうに書かせていただいておりますけども、これまで拠点区域につきましては、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の6町村全てで拠点区域が設定されており、除染・家屋解体等の取組をやってまいりました。

こちらについては、6町村全てについて、令和5年度までに避難指示が解除されているところで、その次の段階として、SDGs目標の主な目標の欄で書かせていただきましたが、拠点の次は特定復興再生拠点区域外について、今度は避難指示を解除して、住民の帰還を進めていくという区域であります特定帰還居住区域、新しい区域の制度ができましたので、この区域について除染、家屋等の解体に着手し、順次進めているというところをございます。

こうした事業によって、SDGs目標との関係でございますが、目標11番の達成に貢献できていると考えてございます。

簡単な説明ですが、以上になります。よろしく申し上げます。

【環境保健部】

環境保健部の江藤です。

では、続きまして、10-4、放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策について御説明申し上げます。

指標の1、放射線の健康影響に関する調査研究につきましては、令和5年度、35件の調査研究を採択し、目標を達成しております。

指標の2、福島県いわき市に設置いたしましたリスクコミュニケーション相談員支援センタ

一を中心としまして、リスクコミュニケーション活動について、参加者の皆様に非常に高い満足度をいただいております、こちらも着実に進めているところでございます。

指標の3、住民セミナーや少人数での意見交換会などを実施し、参加者の皆様にも非常に高い満足度をいただいております。

指標の4、放射線の健康影響に関しまして正しい情報発信をしていくという事業でございます。令和2年度に環境省で福島第一原発事故の被災地における放射線に関して、次世代以降の人、将来生まれてくるお子さんですとか、お孫さんに、放射線による健康影響が起きるかどうかというようなアンケートを行っております、これは起きないというのが科学的には正しいんですけども、全国調査をしてみますと約40%の方が起きるというような回答されているという結果がございました。我々としては令和7年度にこれを20%に半減させるというような目標を掲げておまして、令和5年度は令和4年度よりも9.5%減少しており、進展が見られたと評価しているところでございます。

指標の5、福島県「県民健康調査」につきましては、環境省が基金に拠出をしまして福島県が調査を実施しているところでございますが、こちらも着実に進めているところでございます。

SDGs との関係につきましては、主な目標としては目標3「全ての人に健康と福祉を」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できたというふうに考えております。

以上でございます。

【大塚委員長】

どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして、御発言をお願いいたします。どうぞ挙手をお願いします。

では、亀山委員、お願いします。

【亀山委員】

はい。御説明ありがとうございます。

私からは1件だけなんですけども、今御説明いただいた中で、8-1と9-1、これはそれぞれ8-1は主に企業で、9-1は主に地方自治体を対象として環境関連の取組への賛同数ですとかを指標として挙げられているわけでありまして。ただ、この二つに関しては御説明にもありました

ように、この指標を設定した時期からもう年々状況が変わってきていて、今は恐らく企業あるいは自治体さんのほうが政策よりも先に走っていつてしまっているような状態じゃないかなというふうに感じております。その意味では、8-1 の御説明の中でも触れられていたように、もし今からでも指標を練り直す余地があるのであれば、練り直したほうがいいなというふうに私も感じております。

8-1 の企業の方にしても、それから 9-1 の地方自治体の方にしても、私が直接お話しさせていただいてよく耳にしますのは、自分たちは目標を設定したと。あるいは計画はつくりましたと。だけれども、それを具体的にどうやって実装していったいいかが分からない、そこを悩んでいますという、そういう声をよく聞くんですね。ですので、やはりそういうところでむしろ政策支援を望んでいらっしゃるように思います。

ですから、例えば企業さんであれば TNFD ですか、その他の SBT ですか、そういった企業さんが設定してくださった目標に対して、具体的にこれとこれとこれをやったら達成に近づくんではないかというような情報提供をされること。地方自治体も同じでして、2030 年目標を設定したんだけど、じゃあこれとこれとこれをやるとあなたの自治体も目標達成に近づけますよっていったような、そういった支援を環境省さんのほうからしていただくのが、今現在では非常に重要なことというふうに感じております。そういった辺りを今後、新しい指標を検討するときに念頭に置いていただけるとよろしいかなというふうに思いました。

以上でございます。

【大塚委員長】

どうも重要な御指摘をありがとうございます。

山岸委員、お願いします。

【山岸委員】

ありがとうございます。

同じく 8 番の環境産業のほうですけれども、市場全体の規模を見るというのも確かに大事だと思うんですが、確かにここ過去 5 年間ぐらいを見てくると、結構この分野は政策的な介入がなくても伸びてきているようなところはきっとあると思うので、その中でさらに、量だけを見るというのではなく、クオリティーを見るということも昨今の特にもう一方で出てきているグリーンウォッシュに対して厳しい規制が欧米では入り始めるということも踏まえると、

環境省さんとしても見ていていただくべきポイントなのかなとは思いますが。

政策的にそもそもそこが掲げておられなければ、指標として見るものもないのかもしれないけれども、でも単に量的に拡大していくということだけではなくて、質の面でどういったところが見えるのかというのも結構大事なポイントになるのかなというふうに思いました。

ただ、全般としてやってくださっていることはすごく前向きなことが多いので、それ自体は否定されるようなものでは全くないと思うんですが、今後の課題感としてはそういった部分があるのではないかということです。

9 番目の地域脱炭素化のほうなんですけれども、地方公共団体におけるいわゆる実行計画の策定なんですけど、これは特に区域のほうですよ。区域施策編の策定率は 5 割以上というのはそれ自体も大事な指標だとは思いますが、国の目標が変わったとき以降にちゃんと改定をしているのかどうか、目標の引き上げを行っているのかどうかとか、こちらも同じく質をそろそろ見始めるべきではないかなと思います。単に上のほうの目標の中で脱炭素の実行のドミノを作り出すということにポイントを置いていらっしゃるということだと思ってしまうので、実行という観点で言うと、やはり計画の策定だけで止まるのではなく、本当にやっているのというところをそろそろ問うていくべきなのではないかなと思います。

例えばアセスでは、それでもやっぱり外形的に見られるのは書いてあることだったりとかになるとは思いますけど、それでも策定しているというだけではなくて、計画の中でそもそも温室効果ガスの排出の削減目標自体をちゃんと掲げているのかどうか、総量でとか、全ての部分をカバーできているのかどうかとか、省エネの目標はあるんでしょうかとか、再エネの目標はあるんでしょうかとか、そういった点をちょっとずつ、そして願わくば目標の水準が例えば国の水準を見据えて改定されたのかどうかとか、そういった点は見えていくべきなのではないかなというふうに思っています。というのが二つ目の分野についてのコメントです。

10 番目の放射性廃棄物関連の分野に関してなんですけども、そういうニュアンスでお話を御説明いただいたのか、ここはちょっと質問なんですけど、汚染廃棄物対策地域の指定の解除が 1 市町村で目標は 11 市町村ですというところは、やっぱりここは結構課題だとは思いますが、これってやっぱりもう行き先がちゃんと確定していかないと、そしていろんな方々の理解も得られないと、なかなかここはもう増えていかないですよというところに課題感がおありなのか、それとも私が勘違いしているのか、その辺をちょっと御解説いただけると幸いです。ここは結構、すごく努力をされてやっぱり目標以上のものが処理をされているという部分も大事なんですけど、でもやっぱり別の部分の目標の達成というのはかなりしんどいんじゃないかなと

思ったので質問です。

【大塚委員長】

よろしいですか、ほかに。

はい、では深町委員お願いします。

【深町委員】

ありがとうございます。

私のほうからは8-1と8-5と9-2に関する質問とか意見になります。

まず最初の8-1ですけれども、亀山委員のほうから既に御指摘されていた部分と共通するところはあるんですが、例えば地方自治体のグリーン購入権、グリーン購入を推進するというところがあるんですが、これだけ年がたってパーセントが上がらないということで、なぜかというところやいろいろな調査されるというところはお聞きしているのですが、そもそも自治体の様々な事情に応じて、最終的に経済のグリーン化にどういうふうに関与していくかというところや、購入についての指標は、それはそれでいいんですが、もうちょっと自治体の実情に合ったような形での目標設定とか評価の視点というのを考える必要があるんじゃないかなというふう感じたところです。

それから8-5についてなんですが、最後のコメントのところは風力発電とか火力発電に関して、環境大臣意見の中で厳しい意見があったものにフォローアップするというのは大変重要なことかというふう思っております。私自身が実際に地域の中で風力発電の問題、アセスに関連してのいろいろな地域の動きがあったときに、どうしても自治体レベルで任意にそういった再エネに関しての検討をするような場があるところでは、しっかり地域の人たちが参加して意見を述べて、業者の方とか行政の方とやり取りができるというのができているんですが、その隣接とかするところの自治体にはそういうものが全くなくて、地域の方の意見を伝える場もなく、ほとんど業者の方との対話もできないまま次の段階に行くというところを目の当たりにしてきたところがあり、やはり義務にはならないんでしょうけれども、自治体のレベルでしっかり大きな再エネの事業が起こるときに、アセスに関してですけれども、それなりに意見交換をしたりだとかするような場が設けられるような、そういうところを支援していくというのも大事なかなというふう感じたところですので、そういった観点から何か補強できることが、国レベルの施策として補強できることがあれば教えていただければというふうに思います。

最後、9-2 ですけども、地域循環共生圏、これは大変重要な考え方ですし、こうした施策の推進はとても大事だと思っております。この政策に関しての指標というのが、自治体がどれだけ参加しているかというようなところだと思いますが、実際に自治体のいろんな自然環境とか社会環境を見ておきますと、自治体の中で森、里、川、海が一つの連携した形であるような場所とかもあれば、もう森だけとか、やっぱり自治体の立地によって、その中で地域の中でうまく循環できるような、自然資源をうまく利用できるようなこともできるんですが、もう少し広域で、まさに行政権ということで複数の自治体とか、あるいは上流と下流がつながることで、さらによりいい仕組みができていくということもあると思うので、そういった連携を取っている自治体が、その連携の数とかそういうネットワークとかそういうものから、この政策がどううまく進んでいるかというようなところを、質的なところも含めて見ていくということが今後さらに大事かと思っておりますので、それについて何か可能なことがあるかどうかということについて教えていただければと思います。

以上です。

【大塚委員長】

はい、どうもありがとうございます。

では、私からも一つ、二つほど、申し上げさせていただきます。

まず 9-1 のところについて、山岸委員もおっしゃったこととも関係しますが、地方公共団体の実行計画との関係で、内容が大事じゃないかということですが、私もそういうことは思いますけれど、なかなか難しいかもしれませんが、例えば促進区域の設定とかそういうのを指標にするということができるといえるかどうかなんですけれど、検討した結果、促進区域ができなかったというケースもあるので、それが本当にいいかどうかはよく分からないので、さらに検討が必要だと思います。中身について再エネ促進区域のようものを作るところまで行っているかどうかという辺りが結構大事になってくるかなというふうに思います。

それからもう一つは、地域循環共生圏の点ですが、深町委員がおっしゃったような連携の数のようなものも非常に重要だと思いますし、他方でここにはあまり出てきていませんけども支援をしていくことになっていきますので、これ最終的には地方公共団体の、地方の自立ということが結構大事になってきているので、そういうものに結びついているかどうかという指標は、ずっと補助が続くわけではないので非常に重要だと思うんですけども、そこがあまり出てきていないかなというのを、これは別に指標だけの話では必ずしもないんですけども、気には

しています。ずっと補助が続くと思っていられると多分そうではないと、国のほうは多分思っただけではないと思うんですけど、自治体のほうにはそれはお考えいただいて、自立していくことをお考えいただくことを考えながら地域循環共生圏を考えていく必要があるんですけども、そこが必ずしも十分に伝わっていないんじゃないか。そうすると補助が終わると全部終わりになるというのだと、あまり意味が少なくなってしまうかなというのが心配しているところでもあります。

私からは以上ですけれども、ただいまの質問につきまして、では御回答いただけますでしょうか。

まず、総合環境政策統括官グループから。

【総合環境政策統括官グループ】

はい、大臣官房の総合政策課の井上でございます。

ちょっと全て完璧に答えられるかどうかあれですけども、様々な御意見、御指摘ありがとうございます。

まず、亀山委員からありました 8-1 全般でございますけども、御指摘のとおりでございます。もうここら辺の企業回り含めました動きというのは刻一刻と動いていると思います。特に、GX もそうですし資源循環も、あと最近ですとネイチャーポジティブというところで、ある意味企業活動がさらにそっちに向かって動いているところで、我々としてもちょっと指標の見直しというところも検討しなければならぬ反面、こういった指標というのはある意味、数年にわたっての継続性とかそこら辺をちゃんと実行できているかというところが見られないといけないのと、数値化できるかというところもありますので、ちょっとその辺も含めましてちょっと今後とも検討してまいりたいと思いますし、あと企業さんにとってこういった指標、例えば TCFD、SBT、RE100 とか、一番分かりやすいですけども、そういったものがこういったところで示されることによって、企業さんにとってもこういうことをやらなきゃならないんだということにもなるかもしれませんので、その辺も含めましてちょっと指標の在り方は今後さらに検討してまいりたいと思っております。

山岸委員からも多分同様の話というのと、あと量ではなくてクオリティーっていうところでグリーンウォッシュ等々の話もありました。非常に重要な視点だと思っております。環境省においては、まさに MRV というところでそこら辺のところやはり環境省としてのある意味力を発揮するところだと思いますので、こういったものをちょっと数字でどう示すかはあれです

けども、施策としては我々として着実にやっていきたいというふうに思っております。

深町委員からございました 8-1、同じく地方公共団体のグリーン購入法の実施率が上がらない原因というところで、先ほども申し上げましたけれども財政面の問題であったり、あと多分よく聞くのは環境部局だけじゃなくて様々な部局がこういった調達においては関わってくるわけですが、そこら辺を指導できる人材、そういった部分が欠けておるとい部分もあろうかと思えます。

そういった意味では、自治体の実情に応じた伴走支援というのが非常に重要だと思いますので、まずはちょっと原因究明とかそこら辺を丁寧に行って、こういったちょっと数字は数字としてあるんですけども、自治体の実情に応じた支援の在り方というのは検討していきたいと思っております。

あとアセスメントの話でございますが、特に最近御指摘のとおり、再エネにつきましてはどちらかという迷惑施設のような形で、なかなか地域トラブルも絶えない部分がございます。アセスメントというのはまさにこういうコミュニケーションツールとして発揮するところがございますので、アセスメント制度もさらに検討しなければなりませんし、そのほか再エネ特措法とか様々な関係省庁の法律もございますので、そういったところとも連携しながらより再エネが円滑に地域トラブルなく推進していくように、やっていきたいと思っております。

以上でございます。

【地域脱炭素推進審議官グループ】

地域脱炭素推進審議官グループの三田からお答えいたしたいと思えます。

まず亀山委員からいただきました地方自治体の取組に関して、指標に関してもこれとこれをやったら実行が進むというような指標も検討すべきだという御意見をいただきました。現状、設定している指標も、脱炭素先行地域と重点対策加速化事業、脱炭素先行地域 73 地域、重点対策加速化事業 146 地方公共団体ということで実行フェーズに入っております。地域レジリエンス事業は避難施設等に位置付けられた公共施設に再エネ蓄電池等、再エネ設備等を導入しています。

他方で、まだその段階に至っていない地方自治体の方がかなり多くありますが、そこは計画づくりで支援していますし、それよりも前の段階ではそもそも人がいないと。そのような専門的な知識もないというところに対して、人材研修ですとか専門家の派遣等の事業を行っております。このようにかなり段階が異なる地方自治体の状況を踏まえて今、全体を押し上げながら

も基礎も伸ばすということを同時に並行的にやっているところをごいまして、御指摘もいただきながら全体として、どういった指標設定が最終的に実行に進むのかというところを考えていきたいと思います。

山岸委員からも特に計画設定に関して区域政策、目標の引き上げを行っているかとか、そういった指標はどうかという御意見いただいております。現状でも、計画について、その計画の期間が終わった後に改定しているかというフォローはしてございまして、それは温対法の施行状況調査としてホームページに公表しておりますけれども、その施行状況調査の調査内容も含めて、いただいた御意見、指標の設定と調査内容と合わせて考えていきたいと思います。

あと、深町委員から地域循環共生圏の流域の取組とか、ネットワークの指標は考えられるのかというような趣旨の御意見いただきました。予算事業としてのアウトカム指標としては、ステークホルダーの巻き込み数というのはおさえておりますけれども、御趣旨であったその地方自治体の区域を超えるような取組、これについてはもちろん地方自治体同士の連携ということで、ハードルが数段高い取組でございまして、やはり我々としてもそこをやっていかななくてはならないということで、今年度から事例調査、発信等を含めて、取組を進めようとしているところをごいまして、そうした状況を整理しながら指標の設定ができるかどうかということも考えていきたいと思います。

最後、大塚委員長から2点いただきました。一つには再エネ促進区域の設定が指標設定できるかどうかという御意見でございます。

委員長がよく御存じのとおり現状の再エネ促進区域につきまして、まず建築物とか、市街化区域とか、当初のその制度趣旨とは違う短期的な目線の設定が多かったり、あと系統の容量がある場所に必ずしも設定が難しいといったような状況、更には、具体的な再エネ事業が見えてこない自治体の方にとって、「住民の土地や民間企業の土地を促進区域です」というように設定すること自体、合意形成が難しいという課題が2年たってかなり見えてきております。

そのような中で、その促進区域というもの自体を増やすということが、最終的に脱炭素、再エネの促進や、事業が生まれるということにつながるかどうかをよく検討しながら考えさせていただきたいというふうに思っております。

最後に、地域循環共生圏に取り組む地域の自立に結びついているかどうかといったような点でございます。我々がこの事業の取組としてやっているのは、地域の資源を見直して地域のステークホルダーを増やししながらプラットフォームを作っていく、地域課題解決のための事業化をしていくということ、そしてその支援を、年数を限ってございまして、基本的にはそ

ういった地域の方の主体性で実装して、色々な外部の支援も活用しながら取組を自立的に進めていっていただくということを前提に支援しているところでございますので、その趣旨を踏まえた形ではやっているところでございます。

以上でございます。

【環境再生・資源循環局】

続きまして、環境再生・資源循環局より回答させていただきます。

山岸委員から10-1について御質問をいただいております、測定指標1の汚染廃棄物対策地域の指定解除数というところについての御質問でございました。

現状、令和5年度で1市町村ということで、長期的には11市町村を目標ということでございます。詳細はまた追って回答させていただければと思いますけれども、こちらの地域については国による対策地域内廃棄物の収集・運搬・保管・処分を実施する必要がないと認められる場合ということでございまして、依然、対策地域内の廃棄物処理が進んでいる状況でもございますので、この辺りはしっかり国としても取組を進めながら、すぐに11というわけにはなかなかいかないわけですが、長期的に達成できるように、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

以上になります。

【大塚委員長】

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。通常評価については以上となりますがよろしいでしょうか。

では、残りの時間でモニタリング評価の対象である施策や、その他全般的な御発言があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

オゾンの保護回復とかが対象になっていますけれども、それ以外にもあったと思いますがいかがでしょうか。

【百瀬委員】

百瀬です。よろしいでしょうか。

【大塚委員長】

はい、どうぞ。お願いします。

【百瀬委員】

もしかしたら的外れだったらごめんなさい。SDGsの目標が全部、それぞれの項目に書いてあるんですけども、私がすごく心配しているのは、2024年度のSDGsの達成で、全世界で18位だったと。そのときに、やはり最低レベルであったものが環境の分野であったと。その中でも特に化石燃料をいまだに使い続けていますねということ、それからプラスチック、要するに使い捨てるプラスチックだとか、端材のような、そういうプラスチックを資源として海外に輸出している割合がものすごく多いということ。それから、あと食品ロスに関して2030年までに半減すると言ったんだけど、半減になっているはずなんですけれども、その根拠は一体何なのかという、その三つについてすごく疑問にいつも思っていました。

今日じゃなくても結構なので、そういったことについても指標の中に見えるようにしていただきますと民間企業は、それに沿って動けるかと思います。

よろしく願いいたします。

【大塚委員長】

どうもありがとうございます。

深町委員は、これはよろしいでしょうか。

【深町委員】

じゃあ、一つだけ。

【大塚委員長】

お願いします。

【深町委員】

ありがとうございます。

5-1、5-2、5-3に関係するもので、冒頭の御挨拶でもあったんですが、生物多様性に関して、生物多様性増進活動促進法というのができて、自然共生サイトとか準自然共生サイトというよ

うな枠組みで、さらに法に基づいたいろんな施策が展開されると思うんですけども、そういったサイトの数とか、OECMにどれくらい登録できたかというようなところの数値目標みたいなのは今後、検討されるのかどうかというところについてお聞きしたいと思います。

以上です。

【大塚委員長】

ありがとうございます。

では、山岸委員、お願いします。

【山岸委員】

ありがとうございます。

私も実は今、深町委員から御指摘があった特に5-1についてのコメントというか質問なんですけれども、一つは今おっしゃったような日本国内だと多分、昆明・モンテリオールの23目標のうちだとやっぱり30by30を大きく取り上げてらっしゃるだと思うので、それが入るのかなという話と、あと生物多様性国家戦略の中だと、それほど大きな位置付けではないですけども、やっぱり日本が持っている外の国に対する影響をどうやって減らしていくのか。特に生物多様性国家戦略の中だと、サプライチェーンの中に対する取組はどうやって進めるのかというのを、これから決めていきますよということが掲げられていたかと思うので、そういった点をぜひ見てほしいなというのが一つ目のコメントでございます。

二つ目は、さっきの話もちょっとつながるんですけども、まさに5-1の3番目の指標ですかね。生物多様性、地域戦略の策定の割合はまだすごく少ないので、これってどうなるんでしょうか。やっぱり地域の温暖化対策のときと同じで、自治体さんの中でもやっぱりキャパシティブ的になかなかしんどいという部分がきつとあるだろうなと想像はつくんですけども、どんなところにやっぱり一番大きな課題があるのかなというのは現状把握としてお聞きしてみたいなと思いました。

恐らく温暖化対策のとき以上に地域が絡まないと、この生物多様性分野とかは地域によって全然違うので、しんどいんじゃないかなと思うので、ここは結構わたってくるかなと思っていて、現状把握のためにお願いします。

以上です。

【大塚委員長】

ありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。

では、環境省のほうから回答をお願いしてもよろしいでしょうか。

【自然環境局】

自然環境局総務課の木村でございます。聞こえておりますでしょうか。

【大塚委員長】

はい。

【自然環境局】

いずれも自然環境局の関係の御意見いただいたかと思えます。深町先生と山岸先生からございました指標の関係で、共生サイトの関係ですとか、サプライチェーンの話につきましても、今後、まさに促進法のほうは成立したばかりでございますので、当然、今後の指標として、どういったものができるかということにつきましては検討させていただきたいというふうに思っております。

生物多様性の地域戦略のところにつきましては、いろんな御意見あるかと思えますが、私のほうで今、詳細把握できていないところもありますが、今おっしゃったように自治体のところで計画を作ることについて、一定のマンパワーが必要になりますし、そういったところに一つ課題があるというところは認識しているところでございます。

簡単でございますが私からの回答は以上でございます。

【環境再生・資源循環局】

すみません。環境再生・資源循環局からよろしいでしょうか。

【大塚委員長】

お願いします。

【環境再生・資源循環局】

百瀬委員から、プラ輸出の割合や、食品ロス、こちらについては御指摘があったとおり半減目標があり、達成している状況ではありますけれども、それぞれが評価書の中で見えるようにしていただきたいという御指摘と理解しており、指標に入れるのか、また評価結果等に入れるのか、既存の指標との関連性も含めて整理が必要であり、ここで具体的にお答えできないですけれども、御指摘を踏まえて評価書の修正については検討させていただきます。

【大塚委員長】

ほかにはよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、事務局におかれましては本日の御議論を踏まえ、政策評価書案に所要な修正を行っていただいて、次回の委員会に資料として提出していただくようお願いいたします。

最後、議題（2）その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

環境省でございます。ありがとうございました。

最後、その他を簡潔に申し上げます。資料6でございますが、令和7年度以降の評価の実施計画の見直しに関して簡単に状況報告させていただきます。

こちら前回の委員会で、百瀬委員から御指摘をいただいたものを挙げておりまして、この中で要すれば、プラスチックであるとか、生物多様性であるとか、最近、関心の特に高いテーマにつきましては、現在隔年実施になっておりますけれども、毎年評価対象にしてはどうかという御意見をいただいております。

こちらについては、以前にお示ししておりますとおり右側の御意見に対する考え方に書いておりますが、毎年度評価対象とするか検討させていただきますというふうにしております。

次のページですけれども、現状どうなっておるかといいますと、本日御審議いただきました令和6年度は6項目になっておりますが、令和7年度も6項目となっております。

この中で施策の4と5、資源循環と生物多様性の保全と自然との共生、こちらが隔年実施になっております。現在、担当部局と相談、調整しておるところでございますが、いただいた御意見踏まえまして、4番の資源循環政策については毎年評価実施、そして5番の自然環境保全につきましても、特に関心の高い生物多様性に関しては、毎年実施に変更すると。その上で、

生物多様性以外の自然環境保全、こちらにつきましては頻度を下げるといった形でメリハリをつけるような体系にしたいというふうに考えております。

こちらは現在の考え方でございまして、今年度末の第3回の評価委員会で、令和7年度の実施計画案についてお示ししたいと思っておりますので現状、報告させていただきました。御意見等がございましたらお願いいたします。

以上です。

【大塚委員長】

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

見直しということになりますが、御異論はございませんでしょうか。

【百瀬委員】

はい、よろしくお願いいたします。

【大塚委員長】

百瀬委員の御提案でありがとうございます。

【山岸委員】

私もよいと思いました。

【大塚委員長】

では、お認めいただいたということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日は長時間にわたりまして、熱心に御議論いただきまして誠にありがとうございました。最後に今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

次回の政策評価委員会は、8月上中旬頃に持ち回り開催を予定しております。今回いただきました御指摘を踏まえて事務局にて修正しました政策評価書（事後評価書）、こちらは皆様に送付いたしますので御確認の上、御意見等がございましたらお寄せください。

以上でございます。

【大塚委員長】

以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後 2 時 56 分閉会